

住まいの健康診断
をしてみませんか？

住宅の利活用を検討している方へ

既存住宅状況調査（インスペクション）支援制度のご案内



インスペクションって何ですか？



インスペクションとは、国の講習を受けた調査技術者（建築士）が、目視や計測等により住宅の基礎や外壁のひび割れ、雨漏り等の劣化・不具合が発生していないかを調べるものです。住宅の状態を把握することで、**補修の必要性を踏まえた適切な改修計画**を作成することができます。



制度の内容について教えてください。



制度内容は以下のとおりです。

【対象者】改修、売却、賃貸等による住宅の利活用を検討している住宅所有者等

【対象住宅】居住するための住宅（事業用住宅は対象外）

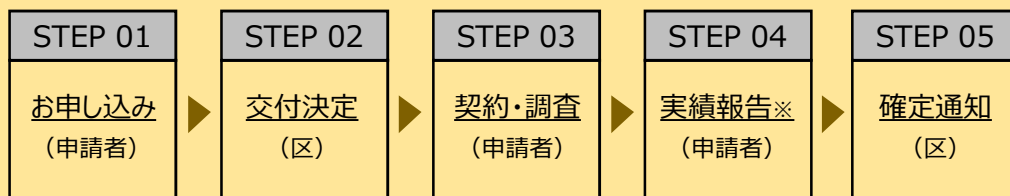
【補助金額】調査に係る経費の **1 / 2** の金額（**上限額 5 万円**）



申請の流れについて教えてください。



手続の流れは以下のとおりです。契約前の申請が必要ですので、ご注意ください。



※実績報告は、交付決定を受けた年度の3月15日までにを行う必要があります。

<書類提出先・問合せ先>

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区都市計画部住宅課 計画担当

☎ 03-5608-6215 ✉ juutaku@city.sumida.lg.jp



必要書類

<申請時>

- 申請時チェックリスト
- 墨田区既存住宅状況調査補助金交付申請書（第1号様式）
- 見積書
- 調査技術者の登録証の写し又は調査技術者であることが分かる書類
- 補助対象住宅の所有者が確認できる書類の写し

<実績報告時>

- 墨田区既存住宅状況調査補助金実績報告書（第5号様式）
- 契約書の写し又は請書の写し
- 領収書等の経費の支払いを証する書類の写し
- 調査報告書の写し



改修に関する相談や調査技術者を探したい場合

（一財）墨田まちづくり公社 京島事務所の「**住まい何でも相談処**」をご利用ください。

【問合せ先】

墨田区京島二丁目15番1号 京島会館1階

TEL：03-3617-2262



改修費用が足りるか心配な場合

墨田区住宅修築資金あっせん制度をご利用ください。

ご自宅の改修、リフォーム等を促進するために、区内及び近隣区の信用金庫へ低金利で融資のあっせんをします。あっせんによる融資を受けられた場合、区から保証料及び利子の一部補助があります。要件を満たせば、無利子で元金のみの返済が可能となる場合もあります。

【問合せ先】

墨田区吾妻橋一丁目23番20号（区役所9階）

墨田区都市計画部住宅課 計画担当

TEL：03-5608-6215



ご自宅を改修することで、耐久性を維持できるだけでなく、時代やライフステージに応じた暮らしをすることが可能となり、安心・安全かつ快適に暮らし続けることができます。改修を計画的に進めるために、是非本制度をご活用ください。